

2022年5月13日

各位

会社名 株式会社三洋堂ホールディングス
代表者名 代表取締役最高経営責任者兼 加藤 和裕
最高執行役員
(東証スタンダードコード番号: 3058)
問合せ先 取締役執行役員 伊藤 勇
人事総務部長
(TEL: 052-871-3434)

定款の一部変更及び資本金の額の減少(減資)に関するお知らせ

当社は、2022年5月13日開催の取締役会において、2022年6月21日開催予定の第45回定時株主総会に、下記のとおり「定款の一部変更」と「資本金の額の減少」について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

I. 定款の一部変更の件

1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第18条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面提供交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第18条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会参考書類の電子提供制度が導入されますと、現行定款第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設および削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本付則は、期日経過後に削除するものといたします。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、下記のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p>
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>附則</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>第1条 変更前定款第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第18条(電子提供措置等)の規定の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</p> <p>3. 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

3. 定款変更の日程

取締役会決議	2022年5月13日
株主総会開催日	2022年6月21日(予定)
定款変更の効力発生日	2022年6月21日(予定)

II. 資本金の額の減少の件

1. 資本金の額の減少の理由

今後の成長戦略を実現するために財務戦略の一環として資本金の額の減少を行うものであり、資本政策の柔軟性・機動性の確保と適切な税制への適用を通じて財務内容の健全性の向上を目的とするものです。本議案は、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少を行うものであります。なお、本件による発行済株式総数および純資産額に変更はなく、株主の皆様のご所有株式数や1株当たり純資産の額に影響はありません。

2. 資本金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金の額

資本金の額 1,986,000,000 円のうち 1,886,000,000 円を減少し、減少後の資本金の額を 100,000,000 円といたします。

(2) 資本金の額の減少の方法

発行済株式の変更は行わず、減少する資本金の額 1,886,000,000 円の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

3. 資本金の額の減少の日程

取締役会決議	2022年5月13日
株主総会開催日	2022年6月21日(予定)
債権者異議申述公告日	2022年6月22日(予定)
債権者異議申述最終期日	2022年7月22日(予定)
減資の効力発生日	2022年7月25日(予定)

4. 今後の見通し

本件につきましては、金銭授受等が発生しない、純資産の部における勘定科目間の振替処理であり、当社の純資産額に変更を生じるものではなく、業績に与える影響は軽微であります。

なお、上記の内容につきましては、2022年6月21日開催予定の定時株主総会において、資本金の額の減少に係る議案が承認可決されることを条件としております。

以上